

【 訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示について 】

当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規程による電子資格確認により、ご利用様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは取り組みを実施しています。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（令和4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っています
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格を行う体制を有しています
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示しています
4. 以上の掲示事項についてウェブサイト（当サイト）に掲載しています

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月1日

訪問看護ステーションかがやき